

社団法人日本下水道管路管理業協会役員給与規程

(総則)

第 1 条 社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「協会」という。)常勤役員に対する給与の支給に関しては、この規程に定めるところによる。

(給与の種類)

第 2 条 役員給与の種類は、次のとおりとする。

- 1 年俸
- 2 通勤手当

(本給)

第 3 条 年俸は別に定める。

(通勤手当)

第 4 条 役員で交通機関を利用するものに対し、通勤手当として定期券購入の実費を支給する。

(実施細則)

第 5 条 本規程の実施に必要な事項については、社団法人日本下水道管路管理業協会職員給与規程を準用する。

付 則

この規程は、平成 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 1 2 年 6 月 3 0 日から施行する。